

## 10 交戦権

- (1) 憲法第9条第2項が否認している「交戦権」とは、戦いを交える権利という意味ではなく、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称であって、相手国兵力の殺傷及び破壊、相手国の領土の占領、そこにおける占領行政、中立国船舶の臨検、敵性船舶のだ捕等を行うことを含むものである。
- (2) 他方、我が国は、自衛権の行使に当たっては、我が国を防衛するための必要最小限度の実力を行使することが当然認められるのであって、武力の行使の三要件を満たす武力の行使は、我が国を防衛するための必要最小限度の実力の行使であるから、交戦権の行使とは別のものである。

(国会答弁例)

〔参・内閣委 昭33・4・18  
林法制局長官 答弁〕

○政府委員（林修三君） …交戦権というのは…戦時に際して交戦国が持つ権利。その内容といたしましては、たとえば占領地行政、あるいは中立国船舶あるいは敵国船舶の拿捕、それから、あるいは武力を一人を殺傷するというようなことも、まあ交戦権という観念には入ると思います。しかし、いわゆる自衛行動権というものは、これとまた別な観念でございまして、自衛権に基いて急迫不正の侵害を排除する。この内容には、当然武力の行使というものは含まれるわけでありまして、いわゆる交戦権一国際法上にいわれる交戦権がなくても、自衛権、自衛行動権という内容で、国内に侵略者として入ってきた場合の侵略者の兵力に対して抵抗する、あるいはこれに対して武力行動をとるということは、自衛のための必要な措置として当然認められる。交戦権がないからそういう自衛行動権は認められないというものではないと、かように考えております。

〔参・予算委 昭44・3・31  
高辻内閣法制局長官 答弁〕

○政府委員（高辻正巳君） …わが国には自衛権がある。自衛権を行使します場合には、やはりそこに武力の行使が行われる。自衛権を持っているということをさらに行使をするということができるということになりますれば、…やはり国際法上その行為が正当視される根源のものがやはりなければならぬことは御指摘のとおりでございます。しかしそれがいま言ったような占領地行政を含むような、そういう非常に深く非常に広い権限の行使としてはわれわれはそれを持たないというべきであろう、しかしそれとは違った自衛権を認めている、国民の生存と安全を保つために必要な最小限度の行動、そういうものは今の占領地行政が入るような交戦権とは違う。言うならば自衛権を行使して自衛行動をするいわゆる自衛行動権であるべきである。そういう意味で交戦権は持たないが、自衛行動権は持つと考えるべきであろう、こういう考え方を従来からとっているわけです。

(質問主意書・答弁書)

(昭55・10・28 対稻葉誠一・衆)

三について

5 憲法第9条第2項は、「國の交戦権は、これを認めない。」と規定しているが、ここにいう交戦権とは、戦いを交える権利という意味ではなく、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称であって、相手国兵力の殺傷及び破壊、相手国の領土の占領、そこにおける占領行政、中立国船舶の臨検、敵性船舶のだ捕等を行うことを含むものであると解している。

他方、我が国は、自衛権の行使に当たっては、我が国を防衛するための必要最小限度の実力を行使することが当然認められているのであって、その行使は、交

戦権の行使とは別のものである。

(国会答弁例)

〔参・予算委 昭56・3・11  
角田内閣法制局長官 答弁〕

○源田実君 そうすると、事実上日本は自衛戦争をやっておる。その場合に中立国の船が一津軽海峡には何か公海があるんですね、日本が3海里に制限したところがあるから。また対馬海峡には明らかに公海がある。また12海里外を中立国の船が敵国に対する武器を積んで通るときこれを臨検する。これは交戦権がなければできないと思うんですが、これはできないですか、日本は。

○政府委員(角田禮次郎君) 御質問は、結局憲法9条第2項で規定しております交戦権の否認についての規定の解釈の問題であろうと思います。

先ほども申し上げましたように、わが国は、自衛権の行使に当たってはわが国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することは当然に認められているわけでありまして、その行使は交戦権の行使とは別のものであるというふうに私どもは解しているわけであります。

そこで、御質問になりました点でございますが、仮にわが国に武力攻撃を加えている国の軍隊の武器を第三国の船が輸送をしている、外国の船舶が輸送をしている、それを臨検することができるかという点でございますが、これは具体的にどのような事態を想定していいか、いまの時点でそれをはっきり申し上げることはできませんけれども、一般論として申し上げるならば、ある国がわが国に対して現に武力攻撃を加えているわけでございますから、その国のために働いているその船舶に対して臨検等の必要な措置をとることは、自衛権の行使として認められる限度内のものであればそれはできるのではないかというふうに私どもは考えております。

(質問主意書・答弁書)

(昭60・9・27 対森 清・衆)

五について

(一) 憲法第9条第2項の「交戦権」とは、戦いを交える権利という意味ではなく、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称であって、このような意味の交戦権が否認されていると解している。

他方、我が国は、国際法上自衛権を有しており、我が国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することが当然に認められているのであって、その行使として相手国兵力の殺傷及び破壊等を行うことは、交戦権の行使として相手国兵力の殺傷及び破壊等を行うこととは別の観念のものである。実際上、我が国の自衛権の行使としての実力の行使の態様がいかなるものになるかについては、具体的な状況に応じて異なると考えられるから、一概に述べることは困難であるが、例えば、相手国の領土の占領、そこにおける占領行政などは、自衛のための必要最小

限度を超えるものと考えられるので、認められない。

(国会答弁例)

〔参・外交防衛委 平11・3・15  
秋山内閣法制局第一部長 答弁〕

○政府委員（秋山收君） 少し長くなりますが、いわゆる自衛権、それから戦争、自衛戦争、それから交戦権、自衛行動、自衛行動権などといろいろな言葉を申し上げておりますので、その辺を整理して一度御説明申し上げたいと思います。

まず第一に戦争という言葉でございますが、これは一般に国際紛争を解決する最後の手段として国家の間で対等の立場で国権の発動として武力を行使し合うものを指すものと考えられております。国際法上特に制限された手段以外の自由な敵対手段を用いて相手国を屈服させるまで行うものであるというふうに考えております。

自衛戦争というのは、国際法上確立した概念があるものではございませんが、したがいまして、法的な概念ではなく、一般的な概念として、国家が自己を防衛するために行う戦争を指すものと考えております。

それで、このような戦争一般でございますが、交戦権を当然に伴うものであるとされておりますが、ここに言う交戦権、あるいはこれは憲法9条の交戦権も同じでございますが、単に戦いを交えるという権利ではございませんで、伝統的な戦時国際法における交戦国が国際法上有する種々の権利の総称でありますと、相手国兵力の殺傷及び破壊、相手国の領土の占領、そこにおける占領行政、それから中立国船舶の臨検、敵性船舶の拿捕などを行うことを含むものを指すものというふうに從来からお答えしてきているところでございます。自衛戦争の際の交戦権というのも、自衛戦争におけるこのような意味の交戦権というふうに考えられています。このような交戦権は、憲法9条2項で認めないものと書かれているところでございます。

一方、自衛行動と申しますのは、我が国が憲法9条のもとで許容される自衛権の行使として行う武力の行使をその内容とするものでございまして、これは外国からの急迫不正の武力攻撃に対して、ほかに有効、適切な手段がない場合に、これを排除するために必要最小限の範囲内で行われる実力行使でございます。

それで、自衛行動権という言葉は、このような自衛行動に伴う具体的な権能を説明するために政府が用いてきた概念でございまして、したがいまして、先ほどのような必要最小限度という要件に該当する場合には、この間、委員が御質問されましたような敵性国家に武器を運んでいるというような船舶に対してこれを検査し、場合によってはそれを没収、押収することもケースによっては含まれるものと考えております。

ただ、そのような自衛行動権は、先に述べました戦争に伴う交戦権とは別の観念でありますと、例えば伝統的な戦時国際法では交戦権に含まれるとされます相手国領土の占領、あるいはそこにおける占領行政などは自衛のための必要最小限度を超えるものであって、我が国が保有していると考えられます自衛行動権にはこのようなものは含まれない。その意味で自衛行動権は限定的なものであるというふうに考えている次第

でございます。

〔衆・防衛指針特委 平11・4・20  
高村外務大臣 答弁〕

○高村国務大臣 …第三国であるB国を旗国とする商船が、我が国に対して武力攻撃をしているA国に物資を輸送している場合については、我が国は、武力攻撃をしているA国に対し、自衛権発動の三要件のもとで自衛権行使することが想定されますが、その際、A国の海上交通、通商を制約することも、A国の武力攻撃を排除するため必要やむを得ない最小限度の措置であると判断される限りにおいて、自衛権の行使として可能であります。

この場合、我が国は、A国の海上交通、通商を制約することに当然伴う措置として、B国商船の臨検を行うなど、その活動に一定の制約を加えることが可能であると解されます。B国商船に対する臨検というのは直接自衛権の発動じゃありませんが、A国に対する、そういったことに対する反射効として、B国に対して一定の制約、臨検等を行うことが可能である、こういうことでございます。

〔編注〕 上記答弁は、国際法上の議論としてなされたもの。

〔参・外交防衛委 平15・4・15  
林外務省条約局長 答弁〕

○政府参考人(林景一君) …一般論としてちょっと申し上げさせていただきますと、先ほど法制局の方から憲法の解釈として交戦権のお話ございましたすけれども、一般国際法上の交戦権ということにつきまして、これは確定的な定義があるわけじゃございませんですが、一般的には、伝統的な戦時国際法におきまして、国家が交戦国として有するその国際法上の諸権利を指すというふうに考えられておりまして、これは先ほどの見解と基本的には同様でございます。

ただ、これはそのとき、自衛権の関係でもさつき補足ございましたけれども、伝統的な戦時国際法の下での諸権利ということでございまして、それでは、現代の国際法におきまして、特に国連憲章の下で戦争というものが一般的に違法化されておるという状況の下で伝統的な意味での交戦権というものがどういう取扱いになるのか、そのままの形で適用されるのかどうかということについては必ずしも明らかではなくて、むしろそのままの形では適用されないのではないかと、全面的にですね、という、もちろん適用されるものもあるかと思いますけれども、適用、そのままされるということでは必ずしもないのではないかということでございます。

したがって、例えば国際法上、合法的な武力行使か、あるいは違法な武力行使かということが当然区別されるわけでございますけれども、現代の国際法におきましては、その合法的な形での武力の行使が認められる場合におきましても、伝統的な戦時国際法における交戦権の行使というものが一般的、包括的に認められるということでは必ずしもございませんで、むしろ紛争当事国は、個別の事例ごとに国際法上の根拠に基づきましてその認める範囲内で従来交戦権の行使として考えられていた措置を行う

ということが可能であるというふうに把握すべきものではないかというふうに思っております。

…そもそも伝統的な戦時国際法という観点で考えたといたしましても、交戦権、これは私は、先ほどそもそもORHAの今の行われる民生回復、治安維持等は必ずしもそういうことではなくて、関連の安保理決議に基づく武力行使の結果取るべき人道的な措置だということを申し上げたわけですけれども、仮に伝統的な戦時国際法における交戦権の在り方ということで考えたといたしましても、この交戦権が、戦時国際法における交戦権というものが非交戦国である例えば我が国によって行使されるということはできないものでございまして、要するに戦闘に参加する国にその交戦権ということが生ずるわけでございまして、武力の行使を行わない我が国はいかなる意味でも交戦国ではございませんので、そういう意味において、交戦権を、我が国が国際法にのつった米軍等の暫定統治に対して協力するという場合に、そのことによって我が国が伝統的な戦時国際法において交戦国が有するとされておりました諸権利であります交戦権行使するということには全くならないのではないかというふうに思っております。

〔衆・外務委 平15・4・16  
秋山内閣法制局長官 答弁〕

○秋山政府特別補佐人 憲法第9条第2項で否認されている…交戦権とは、いわゆる占領行政を含む交戦国が国際法上有する種々の権利の総称を意味するものでございます。これは、交戦国が国際法上有する権利でございまして、武力行使の当事者でない我が国が交戦権行使するということは基本的には論理的にあり得ない…国際法上のその考え方につきましては、外務省から昨日同様に答弁があったところでございます。…我が国が武力の行使を行わず、あるいは他国の武力の行使と一体化しないということが担保されております限り、戦禍に見舞われましたイラクの復興に我が国が貢献するということまで憲法の趣旨というか精神というか、そういうものに反するということもございませんし、先ほども申しましたように交戦権行使するということにもならないというふうに考えております。

(質問主意書・答弁書)

(平16・2・13 対平岡秀夫・衆)

一について

…一般論として申し上げると、我が国が他国等に対して行う単なる資金の提供又は貸与は、憲法第9条の禁ずる武力の行使に当たるものではなく、また、我が国は武力紛争の当事国ではないことなどから、交戦権の行使に当たることもないため、同条との関係で問題が生ずるものではない。

(国会答弁例)

〔衆・本会議 平16・4・13〕  
石破防衛庁長官 答弁

○国務大臣（石破茂君） …海上輸送規制法案につきまして、憲法が禁ずる交戦権との関係でお尋ねをいただきました。

本法案に基づきます停船検査等は、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した場合に、自衛権の行使に伴う必要最小限度の範囲内の措置として行うものでございます。憲法で禁止されておる交戦権の行使に当たるものではございません。

〔衆・事態対処特委 平16・4・14〕  
石破防衛庁長官 答弁

○石破国務大臣 …要するに、船舶輸送規制法案におきまして停船検査を実施できるとしておりますが、きのうもお答えをしたと思いますけれども、これは自衛権に基づいて行うものでございます。したがって、交戦権とは違う概念になるわけです。

そうしますと、これは、先生御指摘のように、排他的経済水域を含む公海ということになりますが、それではのべつ幕なしどこでもできるのかというと、そういうことにはなりません。おのずから自衛権行使はどこで行うべきなのかということによって分けられるものだというふうに考えますが、地理的にここまでということは明示することはできません。しかし、どこにおいて行うのかということは、それは防衛庁長官が本法案第4条の規定に基づき告示で定める実施区域内で行うということになり、当該区域は外務大臣から外国政府に周知をするということになっておるわけでございます。

したがいまして、今ここで、ここということは申し上げられませんが、無限定に広がるということはあり得ない、それは自衛権に基づくものだからということであり、諸外国にもきちんと周知をすることになっておるわけであります。

(質問主意書・答弁書)

(平19・5・11 対鈴木宗男・衆)

○質問主意書

- 一 交戦権の定義如何。
- 二 現行憲法下では、交戦権はいかなる場合においても、例外なく認められないか。

○答弁書

- 一及び二について

憲法第9条第2項の「交戦権」とは、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称であって、同項において、「国の交戦権は、これを認めない。」と規定している。

(国会答弁例)

〔衆・平安特委 平27・6・10〕  
横畠内閣法制局長官答弁 対宮本委員

○横畠政府特別補佐人 …交戦権についての御指摘がございましたけれども、ポイン

トは、これまで自衛権の行使に当たっては、我が国を防衛するための必要最小限度の実力行使することは当然認められる、それは憲法第9条2項で否認している交戦権とは別のものであるというふうに説明をさせていただいております。

今般の新三要件のもとでの武力の行使につきましても、詳しくはまた申しませんけれども、我が国を防衛するための必要最小限度の実力の行使の範囲にとどまるものでございますので、全くこれまでと同じように、この交戦権否認の規定に抵触するということにはならないと解しております。

(質問主意書・答弁書)

(平27・10・6 対小西洋之・参)

一及び二について

憲法第9条第2項に規定する交戦権の否認については、衆議院議員稻葉誠一君提出自衛隊の海外派兵・日米安保条約等の問題に関する質問に対する答弁書（昭和55年10月28日内閣衆質93第6号）【編注：429頁参照】三についての5において、「憲法第9条第2項は、「国の交戦権は、これを認めない。」と規定しているが、ここにいう交戦権とは、戦いを交える権利という意味ではなく、交戦国が国際法上有する種々の権利の総称であつて、相手国兵力の殺傷及び破壊、相手国の領土の占領、そこにおける占領行政、中立国船舶の臨検、敵性船舶のだ捕等を行うことを含むものであると解している。他方、我が国は、自衛権の行使に当たっては、我が国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することが当然認められているのであって、その行使は、交戦権の行使とは別のものである。」と述べたとおりである。

「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（平成26年7月1日閣議決定）でお示しし、平成27年9月19日に成立した我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成27年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正後の自衛隊法（昭和29年法律第165号）第76条第1項及び第88条並びに改正法による改正後の武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第2条第2号及び第4号、第3条第3項及び第4項並びに第9条第2項第1号口に明記されている「武力の行使」の三要件を満たす「武力の行使」は、あくまでも我が国の存立を全うし、国民を守るため、すなわち我が国を防衛するためのやむを得ない自衛の措置であって、我が国を防衛するための必要最小限度の実力の行使にとどまるものであるから、その行使は、先に述べたとおり交戦権の行使とは別なものであって、憲法第9条第2項の交戦権否認の規定に抵触するものではない。